

身体的拘束最小化に関する基本方針及び指針

1) 基本方針

医療に於いての身体的拘束は、医療を目的に行うものであるとしても、患者の人権を著しく損なうか損なう恐れが生じることがある。そのため、切迫性・非代替性・一時性の3要件を満たし、医療上患者の身体生命維持や保護のために欠くことのできない場合においてのみ、必要最小限の範囲で行われるべきものである。

とちぎメディカルセンターしもつがにおいても、身体的拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、患者又は他の患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束をしない医療・看護の提供に努める。

2) 身体的拘束の原則禁止

患者又は他の患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行わないものとする。

鎮静を図るための薬剤使用や、身体的拘束以外の拘束も含まれる。

3) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合

以下の全ての条件を満たす必要がある。

- (1) 生命、身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合（切迫性）
- (2) 他の代替え手段がない場合（非代替性）
- (3) 一時的であること（一時性）

4) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の説明と同意

3) の3要件について複数の医療従事者で検討し、医師が指示し、患者又は家族等へ十分な説明後、同意を得て行うことを原則とする。

5) 身体的拘束最小化のための委員会配置

とちぎメディカルセンターしもつがは、身体的拘束最小化に向けた取り組みを進めるための委員会を院内に設置する。

委員会については別に要項を設ける。

6) 手順書の整備

以下の内容については別途手順書に記し、身体的拘束最小化委員会が適宜修正、追記等を行う。

- ① 目的
- ② 身体的拘束をしないための工夫・取り組み

- ③ 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合
- ④ 医師による評価と指示
- ⑤ 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の説明と同意
- ⑥ 身体的拘束の実施
- ⑦ 薬剤による拘束
- ⑧ 身体的拘束時の看護
- ⑨ 身体拘束の方法
- ⑩ 記録における記載基準と観察事項
- ⑪ 身体的拘束カンファレンスについて
- ⑫ 身体的拘束解除の基準

8) 指針の取り扱いについて

- ① この指針は2025年5月作成した「身体的拘束に関する手順書」を改編したものである。
- ② 指針は身体的拘束最小化委員会が所管し、指針を改廃した場合は、その毎倫理委員会にて審議を諮る。
- ③ この指針は院内規定 院内基準に格納したうえ、関連部署にファイルを設置し運用する。

2025年4月1日作成
2026年5月13日改訂